

## 予算特別委員会記録

○開催日 令和6年6月21日 午後2時7分～午後4時5分

○場所 議場

○出席委員

4番	上 迫 正 幸	委員長	2番	下 竹 芳 郎	副委員長
3番	辻 本 貴 志	委員	5番	水 野 正 子	委員
6番	立 石 幸 徳	委員	7番	豊 留 榮 子	委員
8番	眞 茅 弘 美	委員	9番	禰 占 通 男	委員
10番	平 田 る り 子	委員	11番	橋 口 洋 一	委員
12番	吉 嶺 周 作	委員	議長	永 野 慶 一 郎	

### 【議 題】

議案第36号 令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）

### 【審査結果】

議案第36号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

- 議長（永野慶一郎） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。  
〔委員長に上迫正幸委員、副委員長に下竹芳郎委員を選出〕

**△議案第36号 令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）**

- 委員長（上迫正幸） 本委員会に付託された案件は、補正予算1件であります。  
議案第36号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。  
当局に説明を求めます。

- 財政課長（籠原正二） 議案第36号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について御説明します。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億5,990万円を追加し、予算総額を151億1,070万円にしようとするもので、当初予算額より2.4%の伸びとなります。

地方債の補正については、過疎対策事業ほか1事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した定額減税補足給付金給付事業、住民税非課税世帯給付金給付事業、住民税均等割のみ課税世帯給付金給付事業の3事業、定期予防接種事業、産業開発促進条例適用船舶奨励金補助、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業補助などをお願いしております。

なお、今回の補正財源につきましては、国庫支出金2億5,438万3,000円、諸収入6,977万7,000円、繰越金4,050万7,000円、繰入金470万円、県支出金318万3,000円の増と、市債1,220万円、寄附金45万円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

- 委員長（上迫正幸） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

- 6番（立石幸徳） 冒頭のやり取りとの繰り返しになりますけどね、冒頭いろいろ雨の被害報告、それから9番委員からの質疑、これは委員会内の記録に残るような対応をしっかりとっていただきたいと思います。そうしないと、委員会が始まってからの記録だけじゃ、どういうやり取りがあったかさっぱり出てきませんのでね。そういう対応をきちっとやっていただきたいと思います。

定額減税のことで質問しますが、説明資料の3定額減税については、もうずっと昨年の臨時国会でのいろいろな補正予算、そして、もうじき会期末になり今年の国の通常国会、そういったものを通じていろんな論議もあって、また実際、6月からこの減税が対応されているんですけども。この説明資料の説明書きにあります減税前税額を上回ると見込まれる所得税または住民税の納税義務者に給付金を給付すると。これが補正額では1億7,000万円ぐらい、実際は1億6,000万円が給付額の計上になっているんですけど。

まず、この所得税部門と住民税部門の分けといいまじょうか、それぞれ幾らずつになっているのか、その点を教えていただきたいと思います。

- 税務課長（鮫島真一） 今回の調整給付の支給につきましては、納税者及び配偶者を含めた扶養親族数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推定所得税額、または令和6年度分個人住民税所得割額を上回るものに対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切

り上げて算定した額を支給することとなっております。

それぞれの住民税と所得税の上回った額につきましては、住民税につきましては1,020万円ほどになります。所得税につきましては1億3,120万円ほどになります。合計しますと、1億4,140万円ほどになります。

給付額との差額につきましては、先ほど申しあげました1万円単位で切り上げて支給という形になりますので、その切上げ額分というのが、おおよそ1,900万円になると試算をしているところでございます。

**○6番（立石幸徳）** 今、それぞれ所得税、住民税金額も教えていただいたんですが、まず所得税のおおよそ1億3,000万円の算出根拠、どういう算出をされてこの金額が出てくるんですか。

**○税務課長（鮫島眞一）** 所得税の算出につきましては、所得税分定額減税可能額から、令和6年分推計所得税額、こちらのほうは令和5年分の所得税額になります、こちらを差し引いた部分での金額になってまいります。

この所得税分定額減税可能額につきましては、先ほど申しあげました、本人と配偶者を含めた扶養親族数に基づき算定する額になりまして、その人数掛ける1人3万円という金額で可能額を算出する形になります。その金額から、令和6年分推計所得税額、中身については令和5年分所得税額になりますが、こちらを引いた金額で算出します。

**○6番（立石幸徳）** そうしますと、あくまでも算出の基礎データとしては、5年分の所得税の実績といたしまししょうか、それを基に試算をしていると。ですから、当然6年度分の減税ということになると、そこに違いというか、差異が出てくるというのは、もうこれはそういう見通しは立てないといけませんよね。

そこでまたこの扶養の説明もされましたが、私も受け売りでちょっとかじったばかりなんですけど、所得税法上の扶養は、16歳未満は除外と。ただ、今度の特別減税については16歳未満も扶養という形でカウントして減税をすると、こういう仕組みになっていますよね。

そうしますと、いわゆる16歳未満がどういう形でカウントあるいはそういうしっかりとした減税という形で対応するためには、その辺の作業はどうなっていくんですか。

**○税務課長（鮫島眞一）** 16歳未満の扶養者につきましては、いわゆる年少扶養に当たるかと思えます。

所得税の部分では、年少扶養につきましては控除額はございませんが、住民税部分の均等割の算出をする部分で、扶養人数として年少扶養も含める部分がございます。

給与所得者の方でいきますと、年末調整の時点で、年少扶養の人数について住民税部分で補足がされるようになっております。

確定申告の場合でも、住民税部分で、年少扶養について人数のほうは補足されるようになっております。

以上をもって、住民税を毎年6月1日に賦課する際に、年少扶養の人数と、その対象者については補足ができておりますので、その内容を使いまして、定額減税、または調整給付に使用するという流れになっております。

**○6番（立石幸徳）** 今、確定申告の話も出てきているんですが、つまり今度の所得税減税の最終調整といたしまししょうか、これはいずれにしても早急にさっき言った不要部分なども勘案すると、最終的にこの減税が調整も終えて、ちゃんとその対象者に給付額を給付する作業は、来年まではこれはもうかかっていく作業としては、持ち越すと考えとけばいいんですか。

**○税務課長（鮫島眞一）** まず、給付の作業につきましては、今回の国の事業の趣旨としまして、物価高騰対策ということで、早急に給付を行うようにということで出てきております。

令和6年分の所得税の推計部分としまして、調整給付のほうで準備が整い次第、支給は行うこととしておりますが、先ほど質問者からも発言がありましたが、最終的に所得税については、

12月を待たないと、令和6年分の所得税の最終金額が確定いたしませんので、そちらが確定した後、推計の所得税額と6年度確定額の所得税額を比較して、給付額のほうが少ない場合は、令和7年度に差額分の給付をするという方向で国は準備をしているという通知が来ております。

○6番（立石幸徳） その辺のスケジュール的ないろんな流れというの、やはり市民、住民にも教えておいていただかないと、減税はやっているみたいだが、給付もなされていくみたいだが、どうなっているんだと。住民が分からないようでは困るので、タイミングを見ていろいろと、その辺の広報もしっかりやっていただきたいと思います。

これに関してはもう一点、本市はいわゆる外国人の技能実習生が相当数おられるんですね。今度のこの所得税の減税は、国税庁のQ&Aによると外国人技能実習生も対象になるんだということですよ。そういう確認でよろしいですか。

○税務課長（鮫島眞一） 委員がおっしゃいますとおり、所得税の課税対象になる方については、国籍を問わず対象になるということになります。

○6番（立石幸徳） そこで、これまたその要望も含めて意見を出しておきたいんですが、外国人の方っていうのは、日本人以上に日本の納税の仕組みとか、今度は給付でもらうほうですから、さほどその変なトラブルはないと思いますけど、ただ1回もらって、ずっともらえるのかと誤解したり、外国人の方は国を離れて働きに来ていますから、給与とかこういうのには非常にシビアですよ。もう100円違っただけでも大騒動。

さっき言ったように、もらえる分ですけれども、1回もらうと何回ももらえるんじゃないとか、私は現場では、事業主がしきりに説明してもなかなか納得できがたい面があると思うんですよ。その辺の対応というのは何か考えておられるんですか。

○税務課長（鮫島眞一） これまで外国人技能実習生の方の市民税の納税等で、事業所とは様々なやり取りをやってきております。

今回の調整給付に関しましても、外国人技能実習生の方が最近国籍も多様化しておりまして、様々な言語を話す方が多々ございますので、丁寧に事業主とこの制度について、周知等を図っていききたいと思います。

事業主からもいろいろな要望が来た際は、最大限、こちらで検討して対応していくような体制は取っていきたいと考えております。

具体的なものとしては、今お答えできるものはございませんが、今の段階で考えている部分というのは、今ほど申し上げた部分になります。

○6番（立石幸徳） 非課税の関係もありますけどね、1人だけしゃべっていてもあれですんで、一応保留しておきます。

○9番（禰占通男） 減税しきれない分ですよ、前も聞いたと思うんですけど、そういう方に対して、7年度までと課長も言いましたけど、かかるだろうと政府としてね。そしたら減税し切れない部分の方に対しての報告というか通知はどうなるんですか、もう減税が始まったから、はっきりしたことっていうのは。

○税務課長（鮫島眞一） 減税し切れない方、いわゆる調整給付の対象となる方は、現在のところ、個別に確認書をお送りして、詳細な計算内容、手続等の御案内という形で通知をお送りしたいと考えております。

○9番（禰占通男） 確認書というのは、ある程度データがそろって発送するだけとか、今からまたかかるとか状況としてはどうなんですか。

○税務課長（鮫島眞一） 今後のスケジュールに関しての給付事務につきましては、給付対象者数を約4,000名と想定をしております。

この人数から電算システムを使用する必要があると考えています。システム開発業者とは、仕様の内容や構築スケジュールについて確認、協議を行っていくこととしています。それにより

まして、具体的な給付開始の日程を決めていきたいと考えています。

具体的な時期につきましては、システム開発業者におきましても、国が公開している仕様等を参考に既に内容検討を行っているとの推察はしておりますが、国からの算定ツールの提供が想定よりも後ろとなったこと等によりまして、システム開発の日程等は当初考えていたものから厳しいものになっていると現時点では理解をしています。

引き続き関係情報の収集に努めまして、給付の対象となる方々への情報提供をしっかりと行っていきたくと思っています。

国からは、具体的な支給の日程の中身としては、夏以降という通知が来ていますので、システムの開発が完了し次第、先ほど申し上げました準備に取りかかって、確認書を対象者の方にお送りするという流れで現在のところは考えております。

具体的な月につきましては、今の時点で申し上げられないというところになります。

○11番（橋口洋一） 説明資料の2番会計管理費について御説明をお願いします。

○会計管理者兼会計課長（板敷勝利） 今回の補正についてですけれども、本年10月から国庫金と公金において、外国為替制度運営費の適用開始となることに伴いまして、これまで無料でした公金の振り込みについて、手数料がかかることになったため補正を行いました。

外国為替制度運営費は、2021年10月にスタートしましたが、それまでは銀行間手数料という名称で、振り込みを行う銀行が受け取る銀行に対して支払う手数料のことです。振り込まれたお金の処理にかかる経費やコストを手数料として受け取る形になっております。この手数料が、今回、国庫金、公金にも適用ということになります。

○11番（橋口洋一） 今御説明の中で銀行間の取引という話がありましたが、これは一般の納税者に対しての振り込みにも適用されると考えてよろしいでしょうか。

○会計管理者兼会計課長（板敷勝利） 通常、窓口で振り込みの手続をされる際に、民間等ですけれども、その手続の際に振込手数料を取られるわけですけれども、その手数料が今回この公金、国庫金にも適用という形になるということです。

○11番（橋口洋一） ということは、今まで公金として取り扱っている部分については無料であったと考えてもよろしいですか。

○会計管理者兼会計課長（板敷勝利） はい、今までは無料でした。

○11番（橋口洋一） そうすると、これからは様々な取引、納税者に対する、もしくは国県に対するそういったときの様々な振り込みについても料金が発生してきて、無料の場合というものがなくなると考えてよろしいですか。

○会計管理者兼会計課長（板敷勝利） はい、そのとおりです。

○11番（橋口洋一） となりますと、その手数料はどのように求められているのでしょうか。

手数料は幾らになるという、決まったものがあるのでしょうか。

○会計管理者兼会計課長（板敷勝利） 手数料の中身についてですが、枕崎市の指定金融機関は鹿児島銀行ですが、枕崎支店の場合は無料です。鹿銀の本支店の振り込みの場合は、1件50円、他行の場合は、1件112円です。税抜ですがそのように金額はなっております。

○11番（橋口洋一） この金額は全銀協かどこかから指定されたものと考えてよろしいですか。

○会計管理者兼会計課長（板敷勝利） 鹿児島銀行から通知が去年の7月に示されまして、それを基に、去年の7月から協議を重ねてまいりました。

県内に鹿児島銀行が指定金融機関の市は9市ありますけれども、鹿児島銀行と協議の結果、9市とも提示された金額で容認をしつつも、最後に協議を行う鹿児島県との交渉結果次第として、県との交渉で手数料に変更があった場合は、9市の金額も一律変更ということで、最終的に今回の金額となりました。

○6番（立石幸徳） 私は、説明資料の4番、5番ですね。

給付金事業の中でも、この非課税世帯あるいは5番の均等割のみ課税世帯、これで4番は4,300万円、5番が2,400万円ぐらいの予算額計上になっていますが、まず、非課税世帯あるいは均等割のみ課税の部分の事業としては、令和5年度の繰越明許の計算書を持っていますが、非課税世帯が、こども加算分を除いて1億3,700万円ぐらい、均等割のみは8,000万円ぐらい、5年度に事業をされているんですね。

今度のこの6年度の2号補正で出ている分は、どういう理由でこの追加といいたいでしょうか、この事業は出されてきていると考えればいいんですか。

**○福祉課長（福永賢一）** 今回の部分は、国が進める新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置のうち、新たに住民税均等割非課税になった世帯への給付を実施するものとなります。

国の予算としては、本市においては昨年12月の臨時議会で、令和5年度の住民税均等割非課税世帯の給付の予算を組んだところですが、これにつきましては、令和5年度の国の11月29日成立の補正予算部分でございました。

今回の部分につきましては、先ほどの減税し切れない部分等も含めまして、令和5年12月22日の閣議決定による、国の予備費の部分になります。

本市の今回の6年度の部分につきましては、5年度の部分で給付を受けた世帯以外で、新たに6年度に住民税非課税になった世帯ということで、基準日としては令和5年の12月1日が世帯の基準として見ておりましたが、今回は6月3日が世帯の基準日となります。

そこで6年度の住民税均等割を世帯全員が課税されていない世帯、そして、そういった5年度非課税世帯給付金と均等割のみ給付金等を受給していない世帯等が対象になるということで、こども加算を含めて4,200万円の給付費を組んでございます。

内訳としましては、基本分の世帯に対して10万円給付する分を400世帯、それからこども加算をこれは1人5万円給付するものですが、40人で組んでおります。

なぜ400世帯40人になったかについては、実は令和3年度と4年度にかけても同様に、国の臨時特別給付金の給付事業がありました。

そのときの令和3年度の給付世帯に対する、令和4年度の給付世帯の割合が9.2%という数字がありましたので、そこを使いまして、令和5年度の分が3,800世帯ありましたので、その9.2%相当ということで400世帯、それから、こども加算の40人分は令和5年度分としてこども加算をしておりますので、世帯に対する子供の人数の割合等を勘案しまして、40人という数字を導いて予算を組んだところでございます。非課税世帯については以上でございます。

**○6番（立石幸徳）** 過年度やった、いわゆるその実績といいたいでしょうか、そういうのを参考に予算自体はこうして積算されているうちゅうことなんでしょうけれども、新たに非課税世帯になるという事情っていいでしょうか、新たに非課税世帯になる400世帯を見込んでいる。これは、そういう対象世帯が、収入なり所得が減少して非課税世帯になってきたという捉え方でいいんですか。

**○福祉課長（福永賢一）** 基本的にはそのとおりだと思います。

**○6番（立石幸徳）** そうしますと、いわゆる非課税の限度額の金額そのものに変更はないわけですか。

**○税務課長（鮫島真一）** 非課税の限度額については特に変更はございません。

**○6番（立石幸徳）** 今確認した部分からいくと、本市の世帯の所得が総体的にといいましょうか減少している。そういった状況にあると考えればいいんですかね。その辺の非課税世帯が増えてくる原因はどこにあると考えればいいんですか。

**○税務課長（鮫島真一）** 非課税世帯の数につきましては、詳細な理由は税務課では把握できていないんですが、一般的には給与所得のある方が、退職等で年金の受給までの間は収入が少なくなるなどで、収入減による非課税となることが一般的には考えられます。

また、これまで学生等で収入がなかった方が、新たに就職をしたりということで課税者になったり、お勤めされていた方が何らかの事情でお仕事を辞められて収入がなくなったりと様々な要件がございますので、具体的にどういう要件で非課税になったかという部分は、なかなかお答えしにくいところかと思っております。

**○6番（立石幸徳）** それは、本市全体の経済状況といいたいでしょうか、そういうのを分析するためには、今税務課長が言ったように、いろいろ世帯から扶養の部分が抜けたとか、いろんな状況もあるでしょうし、ただいわゆる世帯全体の所得が減少した、その辺の分析はしっかりやるべきじゃないんですか。

でないと、本市全体の経済状況の分析の仕方という意味では大事なことだと思うんですけどね、副市長、何か見解はございませんか。

**○副市長（本田親行）** 令和6年度に新たに住民税の非課税とか、均等割のみの世帯などは、課税を行って初めて確定するわけですが、経済情勢の変化であるとか雇用情勢の変化、それからまた就労の変化等によって、収入が減った場合に、そういった変化が起こるわけですけども、そこをつぶさにちゃんと分析できて予算計上でできればよろしいんでしょうけれども、そういう方々に広く対応できるようにということで、十分足り得る額を税務課でも積算していると考えております。また、十分な対応ができるようにということで、6年度の課税の途中の経過等も踏まえて予算計上しているものではございますが、決算とは異なってくると考えております。

その分析というのも今後どのような課税状況になったかというの、担当課では分析していくことになるかと思いますが、今の時点ではその分析までは、なかなか追いついていないのが現状であろうかと思っております。

**○6番（立石幸徳）** 追いついていないで済む話じゃないような気がしますよね。

もちろん今予算的な面では、当然副市長が言われたように、きちっと対応できるようにということで予算は出されたとしても、実際その原因がですよ、市全体の経済が落ち込んでいつているのか、あるいは先ほど税務課長から出たように、いろんな世帯の家族のいろんな状況で、こういう今まで課税世帯が非課税世帯になったのかとかというものもあると思うので、ただ経済が落ち込んで非課税世帯になってきている部分が増えたというものを分析結果で出されたら、やっぱり政策的に対応しなきゃならないものが出てくると思うんですよ。

ですから、今そういう分析を当然持ち合わせていないわけですから、今後その辺の分析はぜひ取り組んでいただきたいと思うんですよ。

福祉課長が先ほど言った、令和3年、4年の2か年にわたっても同様のことは1回取り組んでいるわけですからね、これはもう要望しておきます。

**○副市長（本田親行）** 6月1日において、住民税を課税しているわけですけども今後、課税状況調査という調査も行われてきますので、その調査の過程において、担当課においても課税状況等を分析していくものと考えております。

**○10番（平田るり子）** 説明資料の7産業開発促進条例適用船舶奨励金補助金の説明をお願いいたします。

**○水産商工課長（鮫島寿文）** 末尾の7番の産業開発促進条例適用船舶奨励金補助について申し上げます。

枕崎市産業開発促進条例に基づきまして、船舶を取得した者に対しまして奨励金を交付するものです。

奨励金の額につきましては今回506万円程度の補正をお願いしているところですが、中型まき網船の新船の建造が令和5年にありまして、もう操業しておりますが、この船舶に対しまして、固定資産税相当額の10分の10以内の額として、今回奨励金を交付するものです。

第1年度が固定資産税相当額の10分の10以内の額、2年度が10分の7、3年度が10分の5と

いう予算の範囲内で、奨励金を交付するものです。

中型まき網船の船舶の取得に対する奨励金の交付、固定資産税の免除ではなく、固定資産税相当額の奨励金を交付する補正を今回お願いするところです。

○10番（平田るり子） これは国からの補助になるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） これにつきましては、ここに書いてありますとおり、市の一般財源で奨励金の交付ということで、国費等県費等は入っておりません。

○10番（平田るり子） 前回、聞きそびれたのでお聞きしました。次に8番の事業の説明をお願いいたします。

○水産商工課長（鮫島寿文） 8番目の産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業補助とありますが、令和5年度に内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金、地方創生拠点整備タイプを活用しまして、枕崎市の補助事業として、株式会社枕崎お魚センターの大規模改修を行いまして、今年3月30日にリニューアルオープンしました。

令和6年度につきましては、今回補正をお願いしますが、同じく国のデジタル田園都市国家構想交付金のうち、主にソフト事業ということで、地方創生推進タイプに申請し採択されたものです。

本市の事業名としまして、今回末尾の8番目にありますとおり、産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業という事業名をつけて、枕崎市の観光拠点施設であります枕崎お魚センターと枕崎市観光協会が実施する、同センターを中心とした交流人口、関係人口創出の底上げや産業振興にも寄与する事業に対する補助として、今回補正予算をお願いするものです。

詳しい事業内容は、資料要求がございましたので、御手元の資料のとおりであります。

裏面に書いてありますのが、国の事業のデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプの事業内容となっております。

○10番（平田るり子） 観光バスの駐車場とかが今回の事業に入っているということですか。

○水産商工課参事（桑原英樹） 今回のデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプにつきましては、基本的にはソフト事業となるんですが、そのソフト事業と併せて実施することで相乗効果を生むようなハード事業も一部認められております。

お配りしています資料の中では、5番の事業内容の(4)魅力度向上・機能強化・情報発信強化事業、こちらがハード事業になるんですが、ちなみにこの(4)の1つ目のイベント広場整備というのが、現在お魚センターの北側道路側に観光バスが2台ほど止められる、少しくぼんだスペースがあると思うんですが、ここのくぼみを解消するといいますか、施設の高さに合わせるような形で、フラットにすることで、ここでイベントができるようなスペースを整備するということを予定しております。

なお観光バスにつきましては、お魚センターの隣、漁港施設になりますが、現在も駐車場として広く使われている、そのスペースに止めていただくということになるかと思えます。

○10番（平田るり子） バスは何台ぐらい止められるようになる感じですか。

○水産商工課参事（桑原英樹） 基本的には整備が終わると、お魚センターのすぐ隣といいますか、北側のくぼんだ部分がなくなりますので、そこにバスは止められなくなりますので、お魚センターの東側の漁港施設の大きなスペースに止めていただくということになりますので、広いので、かなりの台数が止められるのではないかと考えております。

○10番（平田るり子） 次に9番の火之神公園等管理費、これは具体的にどのようなものに使われますでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） これにつきましては、火之神公園の道路、流水プールが火之神公園の南側に位置しておりますが、その坂のところ、魚魂碑という碑がありますが、そこから下

に100メートル程度、令和元年の地域振興推進事業で公園とプールのアクセスをよくする周遊性を高めるといふことで、歩道と車道を整備をしたところです。

そこののり面が、5年ほどたちまして、雨風等で岩盤の浸食風化が進んでおりまして、経年劣化に伴ったのり面の変わってきた状況に対応するための工事をする補正予算を今回上げたところです。

内容的には今ある岩盤のところをモルタル吹付工を行いまして、今若干茶系の岩盤になっておりますが、その色も配慮しながら、県立自然公園の担当の部署とも協議しながら、色も慎重に景観を害さないようにする形で、モルタルの吹付工を行う予定でございます。

岩盤の雨風の浸食等で少し劣化してきている部分を、このままの状態で放置しますと、歩行者であったり、通行する自動車等がありますので、そういった被害のないようにのり面の変状の対策の工事を行うものであります。

○委員長（上迫正幸） ここで10分間休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時6分 再開

○委員長（上迫正幸） 再開いたします。

先ほどありましたこの説明資料の産業開発促進条例によるこの船舶の取得、これも毎年計上されてきて、私も初めてみたい気がするんですけど、今までの実績としてはどうなっているんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 末尾の説明資料で32万1,000円が538万1,000円となっておりますが、この32万1,000円といいますのも、これも中型まき網船の新船建造がございまして、これにつきましては、先ほど申し上げました第3年度ということで、10分の5の補助ということで32万1,000円を当初予算で計上したところです。

今回も同じく中型まき網船の新船建造がございましたので、今回、奨励金を交付するというところで予算を計上いたしました。

近年におきましては、令和元年に、先ほど申し上げましたアジ・サバの青物中型まき網船が1隻新船建造がございました。令和元年には同じく499トンクラスの遠洋カツオ一本釣り船の新船建造がございました。

それ以前となりますと、今3隻の遠洋カツオ一本釣り船がございまして、先ほど令和元年に1隻、残りの2隻は船齢がもう20数年、30年ぐらいになりますので、その当時ということでありますので、近年におかれましては、今申し上げました今回の1隻と、それと当初予算に上げました1隻、そして令和元年に中型まき網船が1隻と遠洋カツオ一本釣り漁船が1隻ということになります。

○9番（禰占通男） これ船籍は必要なんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 市内に事業所を有するというところでありますので、今回の中型まき網船、当初に上げました分も枕崎市内に事業所のある船籍のある事業者でございます。

○9番（禰占通男） 次の8の先ほどもありました産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業補助ですけど、資料もあって、今いろいろ説明もありました。

今回の2,300万円の補正で一般財源として1,100万円の財源が利用されるわけですけど、効果としてはどのように見ているんですか。この資料にもU I Jターン、そこら辺も資料にもあるんですけど、ぼやけて中身が見えてこないんですけどね。

○水産商工課参事（桑原英樹） 国にこの計画を提出するに当たっては、K P Iを4つほど立てております。

1つ目が地域における観光消費額、2つ目が観光地点の観光入込客数、3つ目がホームページPV数、4つ目がイベント実施日の枕崎お魚センター来館者数ということで、この4つのK P I、

年度ごとに目標を設定して、それに向かって取り組んでいくという形になっております。

○9番（禰占通男） その設定はいいんですけど、今、お魚センターもリニューアルして新しいと、本当に5月の連休などはもう車を置くところがないぐらい東側の駐車場もいっぱいになっておりましたが、これを持続可能にするには、いろいろ施策も必要と思われまます。今後が一番の勝負どころじゃなかろうかと。そういったことで、ほかの地域とまたすみ分ける違ったイベントなりいろいろが必要になると思うんですけど、それについては今後どうするんですか。

先ほどもあったイベント広場の整備とか、いろいろ今もちょっと説明がありました、誘客に対する考えとかありますけど、これから力を入れるものというのは何になるんですかね。

○水産商工課参事（桑原英樹） 今回の事業につきましては、お配りしている資料の中にもありますとおり、事業内容で1つ目が観光振興と海業振興の両翼推進事業、2つ目が枕崎の食文化発信と稼ぐ力の推進事業、3つ目が「枕崎」リブランディング事業、そして4つ目がハード事業となります。

今回、今委員のおっしゃられたように、やはりどのようにお魚センターを推進して、それを枕崎市全体にその効果を波及させていくかというのは非常に重要なことだと思っております。

そのような中で、1年目につきましては、例えば、このお配りしている資料の事業内容の1つ目の一番上の地域資源等の調査及び分析・活用ということで、例えばこちらに関しましては、枕崎にどのようなルートで人が流入してきているか、また、鹿児島県全体としても、どのような人の動きがあるかと、そういった基礎的な調査も含めながら、その後、そういった調査した項目について関係者で共有して、どのように取り組んでいくかということも検討していきたいと考えております。

○9番（禰占通男） いろいろそれも分かるんですけど、私が一番気にしているところは、お魚センターが、観光客が来ました、お魚センターと名前がついていますから、ある程度生魚、いろいろそれに関連したものがあろうと。ところが、店舗内に入ってみますと、乾物しかない。

その点を今後どうするのか、そこに尽きると思うんですけど、せっかく港もあって、定置網業者もいます。そして、船名を上げるとややこしくなりますけど、ある程度青物もいつも満載してくる巾着船、また定置網漁も、ほかの刺し網なんかもあります。

そういったものが、何で生で買えないのかということですよ。だって、枕崎は無塩で名前がついているわけでしょう。新しい魚は、塩もしないで大丈夫だよというのが。

そこら辺を一時は無塩無塩で、ぶえん鰹が名前がはせたら無塩も消えて、無塩も忘れてるような気がするんですよ。

やはりそういった生もので地域おこしというのが私は重要だと思うんですけど、その点については、今後どうするんですかね。絶対必要だと思うんですけど。

○水産商工課参事（桑原英樹） 委員のおっしゃられますとおり、やはり枕崎の地魚というのは、枕崎にとって非常に強いコンテンツでもあると思えますし、そして、推進していかなければならないものであると考えています。

現在も、新しくオープンしたフードホールのみなと食堂では、地魚を使った料理というのが非常に人気で、毎日、相当量用意しているのですが、売り切れるほどとなっております。

そして、現在もタカエビフェアということで沿岸の漁業者と連携した事業を行っているところであります。今後、沿岸漁業の水産振興会の皆さん、そして漁協、いろいろな関係する方々と協力しながら、その地魚の推進についてはこの事業の中でも進めていきたいと考えています。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今、参事から説明がありましたが、御承知のとおり、規模は小さいですけども、お魚センターの東側から入って入り口の左側には、先ほど9番委員からもありました、朝7時からの近海魚市場で定置網、一本釣り等で水揚げされたカツオであったり、しびであったり、夏イカであったり、水イカであったり、そういったものが、数は少ないですが水揚

げされております。

また魚介類ということで、貝類もトコブシなどいろいろな巻貝も売っております。

そういったことを少しずつ拡充できるように、定置網の方も枕崎市内で2業者ありますので、その定置網に入った豊かな魚種が、ほかにも魚屋の仲買の皆さんが農協のAコープ含めて入札されますので、それに負けないように、株式会社お魚センターでも札を入れまして、豊かな魚種を販売できるように努めているところです。

レストランにつきましても、今6月になりまして、夏に向けてタカエビが捕れ出しますので、タカエビフェアということでやっております。

好評を博しておりますので、そういったことも含めて、カツオだけではない、定置網また前浜の沿岸の魚が食べられるように、また提供できるように、充実したセンターとなるように、漁協含めて関係者の皆さんと協議を進めてまいりたいと思います。

**○9番（禰占通男）** 今、課長からも参事からも話が出ましたタカエビですよ。これは数は多くなくてもいいと思うんだけど、二、三匹でもさばき方を教えて、今上がったばかりのタカエビの生で食べる新鮮さ、わたを取って、頭の甲羅を剥いで、ただそれだけじゃないですか。

そういう食べ方を来たお客さんに覚えてもらおうと、またこれは全国でそういう食べ方というのはないですよ。もう本当に食べられるのは漁師しかいないわけですから。やっぱりそういうことも宣伝すれば、お魚センターの格も上がるんじゃないですか。

これは要望しておきます。

**○議長（永野慶一郎）** 今日頂いた資料の中で、事業計画が3年間で、事業の申請は単年度ってなっているんですけど、これは、この3年間の事業で1年目と見ていいんですかね、また今後2年間、都度申請をしないといけないと思うんですが、トータルでいけば7,000万円ぐらいになるのかなど。

そこら辺もどういった使い方をされるのかとか、予算がどれぐらいになるのか、一般財源の持ち出しもあるので、それなりにやっぱり成果というのも求められると思うので、分かれば教えてください。

**○水産商工課参事（桑原英樹）** 事業費の2,367万1,000円は、令和6年度の単年度の事業費となっております。国に提出しています計画では、令和7年度が1,981万1,000円、令和8年度が1,954万5,000円で、計6,302万7,000円となっております。

これにつきましては、単年度ごとに国に申請していく形となっております。事業内容(1)、(2)、(3)がそれぞれソフト事業ということで御説明しましたが、基本の項目としては、この3つに基づいて3年間、継続して取り組んでいくこととしております。

そして、ハード事業につきましては、令和7年度、令和8年度、約500万円をそれぞれ予定しております。令和7年度につきましては、お魚センターのカツオわら焼きタタキ体験をもっと推進するための設備の整備を主に考えておまして、令和8年度に関しましては、今、みななどの小さな水族館の推進ということで、様々な魚種を館内で展示しておりますが、その中で、水質管理がなかなか難しいところがあるということで、お魚センターからも聞いておりますので、それを改善するための滅菌装置のようなもの、紫外線を当てて水質をよくするような設備、それを導入するという考えております。

**○議長（永野慶一郎）** 基本的にソフト事業ということで、若干このハード事業にも使えるような感じですが、今回この地方創生推進タイプを利用していたんですけど、この整備タイプっていうのは施設整備とかに使えると思うんですけど、水産庁の方に1度聞いたら、新設の何か建物とか施設を造るとき用だと聞いて、既存の建物はなかなか今はまだっていうことでお答えいただいて、それが使えたらうちのお魚センターの改修費なんかもこっちで賄えないのかなと思っていたんですけど。その後、今どうなっているんですかね、状況は。そういった既存の施設整備にも使

えるように国としては緩和されてないのかなと思ひまして、使い道が。

○水産商工課長（鮫島寿文） 私どもとしましては、お魚センターの改修ということで、県の水産振興課や漁港漁場課とも協議をして、水産庁の事業で取り組めないか調整しましたが、基本的には水産庁の事業というのが、既存の施設を目的達成ということで一旦壊して、除却してから新たな施設、箱物を建てるという事業であれば、補助事業等もあろうかという話でありました。今の施設を除却して新設というのは厳しく、お魚センター自体の改修ということで令和5年度に調整して、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金の事業が改修でもオーケーだということで事業申請し採択いただいたところです。

しかしながら、国のいろんな事業につきましては、やはり新たなものをスクラップ・アンド・ビルドで造る、除却して新たな施設を造る、そういったものが補助対象となるものが多いようでございます。

いずれにしても、今ある施設の老朽化等がありますので、そういったものについて、改修費用等をリニューアルということで内外装を含めてできるものはないかということで昨年お願いしましたが、今後も引き続き、効果的な事業ということで、国の補助、県の補助等があるものを活用して、漁港関係の施設の改修については、研究してまいりたいと思っております。

○議長（永野慶一郎） 先ほどから、皆さんからお魚センターはこうしたらいいんじゃないかという御意見がやっぱり出ているので、せっかく今、人が集まってきているので、その周辺の整備も含めて、お魚センターからのまた隣接地とか、そちらも含めて、あとハード事業もまた取れるようにしっかりと県、国にも働きかけていただきたいと思います。

○副市長（本田親行） お魚センターのリニューアルにつきましても、同じくデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生タイプのハード事業で整備を行いました。それについても2分の1の補助であったわけですが、多額の一般財源を要したところでございます。

それに対しましては、事業終了後に企業版のふるさと納税ということで令和6年度に寄附を頂いております。（13ページに訂正発言あり）

このソフトタイプにつきましても、単年度ごとの事業申請ではございますけれども、事業計画の3年間全て採択された場合には、同様に多額の一般財源が必要となるわけです。これにつきましても、同じく企業版ふるさと納税等の財源の確保にも努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○10番（平田りり子） 市民の方の意見で意見箱を設置してほしいという声が多くあります。意見箱は、恐らく小さいですけどありますよっていう説明をしたんですけども、意見箱が分かりやすいように、あとやっぱり食事をしたときに、今、アンケートを書いたりとかっていうシステムもありますので、そのアンケートにこういったタカエビとかそういった今こういうものが食べられますよっていうCMみたいな形で書いて、皆さんにアンケートをいただく、こういった取組等をしていただきたいと思います。要望しておきます。

○3番（辻本貴志） 5の事業内容についていろいろ上がっているんですけど、この事業のマネジメントについて、コンサルタントを雇うようなことを検討はされてないでしょうか。

○水産商工課参事（桑原英樹） 令和5年度に実施したデジタル田園都市国家構想交付金の拠点整備タイプでも、地元のシンクタンクに伴走型支援ということでお願ひをしていたところで、今回の地方創生推進タイプの事業につきましても、地元のシンクタンクに伴走型支援ということでお願ひすることを考えております。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほどの老朽化の施設のことですけれども、お魚センターの隣の公園等につきましても施設が老朽化しているということで、この議会でも指摘がありまして、私も以前答弁しましたが、それにつきましては内閣府ではなくて、水産庁の事業で取り組めないかということで、昨年度から引き続き今年度も国、県と協議中でございますので、水産庁の事業で

リニューアルといたしますか、駐車場と休憩所、それと新たなトイレの設置ということで要望してございます。

そういった事業が採択されましたら、今年度の補正予算をお願いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○副市長（本田親行） 先ほどの答弁で、お魚センターのリニューアルに関わる一般財源に対しまして、企業版ふるさと納税を頂いて、令和6年度の歳入としたと申しましたけれども、令和6年度、出納閉鎖期間中に、具体的に金額で申しますと500万円頂きまして、歳入につきましては5年度で受け入れましたので、訂正していただきたいと思っております。

○8番（眞茅弘美） 末尾の6ですけれども、これ記載されておりますとおり、新型コロナウイルスワクチン接種の助成の内訳をお願いします。

○健康課長（平塚孝三） 令和6年度から、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、個人の重症化予防により、重症化を減らすことを目的に、予防接種法上の定期接種に位置づけられ、65歳以上の高齢者等が接種の対象者となっているところです。

その対象者につきましては65歳以上の方、60歳から64歳までの一定の基礎疾患、それと呼吸器の機能の障害がありまして、身の回りの生活を極度に制限されている方や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方でありまして、季節性のインフルエンザワクチンの定期接種の対象者と同じになっているところです。

定期接種のスケジュールにつきましても毎年秋冬に1回行うこととなっております、季節性のインフルエンザワクチンの定期接種と同様の時期になっているところです。

その助成の関係ですけれども、国におきまして、令和6年度の定期接種における標準的な接種費用というのを調査しているようです。

ワクチン価格を3,260円、手技料を3,740円の、当初は7,000円と見込んでいましたが、本年3月15日に厚労省からの説明があったのですが、国で新型コロナワクチンメーカーの各社から聴取して、先ほど申しましたワクチンの価格を3,260円と言いましたけれども、国が再調査したところ、1万1,600円程度と見直して、接種費用を1万5,300円程度と見込みまして、当初7,000円程度と見込んでおりましたので、その超過分であります8,300円につきまして、市町村に対し助成金を支給することにより、当初見込んでいた7,000円で接種が行われるようにしているところです。

先ほど定期接種の対象者について申し上げましたけれども、接種を希望する方につきましては、先ほど接種費用1万5,300円と申しましたけれども、それから国からの8,300円の助成、それと市から4,000円の単独助成を行いまして、接種費用1万5,300円から先ほど言いました助成額を合計しまして1万2,300円になるんですけれども、それを差し引きまして3,000円程度の自己負担で接種を行っていただくこととしております。

なお、生活保護世帯につきましては、無料としているところです。

17ページの4衛生費、1項の保健衛生費、3目の予防費の委託料のところに、医療機関への委託料ということで計上しておりますけれども、接種見込みを65歳以上、先ほどの対象者を8,700人と見込みまして、季節性インフルエンザの定期接種、昨年の接種率63.5%だったんですけれども、それを見込みまして5,525人程度見込んで予算計上しているところです。

生活保護者を除いて5,485人に1万2,300円を掛けまして、6,746万6,000円、生活保護者が40人ということで1万5,300円掛けまして61万2,000円、それとあと乗り入れの県医師会の委託料ということで2万7,000円で合計の委託料が6,810万5,000円として計上しております。需用費と役務費につきましては事務費ということで計上しております。

先ほどの国からの助成金の計上ですけれども、10ページを御覧ください。雑入の1番上の費目ですけれども、国は令和6年度に、先ほど7,000円を見込んでいたけれども、1万5,300円

になったということで、1人1回当たり8,300円を助成するというのでこの助成金につきましては、支払い決定及び助成金の支払いについて国が設置したワクチン生産体制等緊急整備基金の基金管理団体が行うことで雑入という項目で計上しているところです。それが先ほど、接種対象者の5,525人に8,300円を掛けまして、4,585万7,000円の計上としているところです。

○8番（眞茅弘美） コロナウイルスワクチン接種は令和元年から続けてきていると思うんですけども、本市におきまして、この副反応による健康被害とかの報告なり相談なりはあるんでしょうか。

○健康課参事（森智賀） コロナワクチン接種は令和2年度から開始されているところですが、健康被害の相談は何件かあったんですが、申請が終わった方と今申請中の方と2人いらっしゃるようです。

○8番（眞茅弘美） 申請がもう確定された方がいらっしゃるってことですか。それは国の救済制度とかそういうので対応できるんでしょうか。

○健康課参事（森智賀） はい。昨年度の国から補償が確定しまして、昨年度の予算でも計上してあるんですけども、そちらはもう全て終わったところです。

○8番（眞茅弘美） 承知しました。また今回こうやって助成金が出ているっていうことで、これまでも副反応はしっかり説明はされていると思うんですけども、今後もそちらのほうをよろしくお願いいたします。

それから予算書の20ページ。商店等新規出店支援事業ですけども、こちらの説明をお願いします。

○水産商工課長（鮫島寿文） 当初予算で枠として上げてありましたが、新規出店がそれを超えましたので、飲食店と小売業の方が新規に出店されるということで、今回、賃貸料借家料と新築改修等の整備ということで、補正を上げているところです。新規の出店が予算に上げてあった以上にまた今回追加がございましたので補正をお願いするところです。

また、ほかにも確定ではありませんが、二、三件、新規出店の相談もございますので、当初予算で超えた分につきましては補正予算で対応していきたいと考えております。

○8番（眞茅弘美） 飲食店と小売業っていうことですけども、件数はどうなっていますか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 当初予算の分も含めて5件の相談がありまして、今のところ5件分を補正後の金額でお願いしたいと思っております。小売業が2件、飲食業が2件、生活関連サービス業が1件、合計5件の新規出店でございます。

○8番（眞茅弘美） 分かりました。今物価高騰等で大変なときにこうやってやる気のある新規出店の方々が名乗りを上げていただいて、うれしい響きだと思います。

○2番（下竹芳郎） これ、今5件の新規店があって、まだ相談があるということで、複数件の新規店があるということですね。新規店ができることは、まちの勢いのバロメーターと思うんですよ。本市もコロナが明けて景気は少し上向いているという状況はありますか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 少し商店等新規出店支援事業のことを申し上げますと、都市計画用途地域の商業地域と近隣商業地域の区域とプラスで通り会連合に加入する通り会の主要道路に面する場所ということで、商工会議所が中心となって空き店舗対策等も行っておりますが、そういった空き店舗対策も含めて、この事業で推進してきたわけですけども、具体的に申し上げますと、飲食店や小売業の方、生活関連サービス業におきましても、出店したものの、5年程で閉めたりしている事業者もございます。

そうした中で空き店舗になっているところで、居抜きで入ったりとか、いろんな形があって空き店舗の解消になっているところですが、動式的には、もう御承知のとおり昨年5月にコロナウイルス感染症が2類から5類に移行しまして、人の動きは大分戻ってきております。しかしながら、事業者の状況的には物価高騰と売上げ不振、人材確保、人手不足等の関係もありまして、飲

食店等が廃業されたところもあります。人材確保が困難になってきているということで、昼間のランチとかはよろしいんでしょうが夜の宴会等そういった対応をするのに当たりまして、どうしても従業員の確保ができずに大規模な宴会等の受託ができないという声も聞いております。

また、小売業におかれましては、やはり価格転嫁ということで簡単に言いますが、なかなかこの状況におきまして、大企業等は昨年の賃上げも5%を超えて、また中小企業も3%を超えているという経団連や商工会議所連合会の調査結果が出ておりますが、今年度も5%超の目標で動いているようですが、地域の皆さん、事業者の皆さんの声を聞きますと、なかなか物価高、原料高等で売上げは上がったんだけど、経費等がかさんでプラスアルファで人件費等もかさんできていると、そういった中で収益が実際は圧迫して伸びていないと。その中で、給料の賃上げの原資を捻出するのは非常に厳しいということで、小売業また製造業の皆さん非常に苦労されていると聞いております。

しかしながら、個人消費の低迷は以前から言われておりますが少しずつ、デパート、百貨店、スーパー等も伸びているという統計の資料もございますので、そういったことで地域の経済的にも少し伸びてきているであろうと思っております。

就労、雇用情勢については新規有効求人倍率も1.2倍を超えておりますので、3年以上、そういったプラスの1.0倍を超えている状況です。

しかしながら、事業者、そして就労する勤労者の皆さんの可処分所得等においては、社会保障費、税金等で実質賃金が伸びてないという状況もございますので、そういったことを含めると、非常に厳しい経済状態かなと思っておりますが、コロナ禍の頃よりも若干回復しているということで認識しているところです。

**○2番（下竹芳郎）** まだまだ厳しいということですが、そういう出店者や申請が来たら、どんどん補正を組んでください。よろしくお願いします。

そして予算書の10ページ、この雑入の南溟館費、地域の芸術環境づくり助成事業の500万円、これはなんでしょう。

**○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩）** これはコミュニティー助成事業収入になります。地域の芸術環境づくり助成事業ということで、いわゆる宝くじ助成事業であります。こちらに手を挙げて、このたび採択されまして、予算を計上しているところでございますけども、その事業は7月21日から開催されます書家金澤翔子展～共に生きる～特別企画展に充てる予算ということになります。500万円ということで採択を受けた経費になります。

**○2番（下竹芳郎）** この書家金澤翔子展の案内も来ていますので行きます。最近、南溟館がいろんな特別展を催しているんですが、そこで来場者の声とか市民の反応、もちろん市外からも来ていると思うんですよ。そういう反応の声っていうのはどうしているのを聞いていますか。

**○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩）** 今年度に入りまして、薫風の陶芸展から始まりまして、現在開催しております県美展の枕崎巡回展を開催しているところでございますけども、窓口で受ける御意見としては、南溟館でいろいろ催物をしているという評価をいただいているところです。

アンケートについては、通常の企画展はこれまで取っておりませんので、特別企画展の書家金澤翔子展ではアンケートを取っていく中で御意見が出ようかと思っておりますので、今後また参考にしていきたいと考えております。

**○2番（下竹芳郎）** 来年も国際芸術賞展を開催するみたいなので、市長も推し進めるアートのまち枕崎をさらに推し進めてください。

**○6番（立石幸徳）** 予算書18ページ。農業振興関係でここに交付金が農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）事業ですが、県の交付金になっているみたいなんですが、交付金の目的は何ですかね。

**○農政課長（沖園信也）** この交付金につきましては、重要な地域資源である農地を低コストで

維持するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、低コストな肥培管理が可能な農作物等による農地利用、粗放的利用によるモデル的な取組や、併せて行う食料不足等の有事を想定した農地の生産性や有効性を検証する取組に必要な条件整備を行うための取組に対して交付金が支給されるものです。

○6番（立石幸徳）　こういう交付金は今までもあったんですか。

○農政課長（沖園信也）　今回の補正は、一般質問等でも御説明いたしましたが、田布川地区で令和3年度から実施している農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）事業について、省力化機械、播種機の導入を昨年度から国等に要望していたところ、年度当初の予算内示において認められたことにより、当該機械の導入に係る補助金について補正をお願いするものです。田布川地区が令和3年度から取り組んでいる事業です。

○6番（立石幸徳）　農業関係の交付金の中でも、私が一般質問で準備して時間が足らずに質問ができなかったんで、同じく農業振興に関わる交付金として、水田活用の直接支払い交付金、この交付金が見直しがなされているんですよ。特に飼料用米への助成見直しということで、令和6年度から助成がどんどん減額していくようになっているんですよ。

私は飼料用米を生産している方から、これからその国産飼料というのは極めて大事な畜産に関わる作物なのに、なぜその飼料用米をつくる助成額が減るんだと、このことを何とかしてくれということで依頼を受けましてね、県振興局あるいは九州農政局までいろいろお尋ねもしたんですけども、まずこの飼料用米に関わる助成見直し、これはどうなっていくんですか。

○農政課長（沖園信也）　ただいま質疑のありました水田直接支払交付金の制度でございますが、国の経営所得安定対策の一つの措置であり、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化の取組に対する支援制度です。

令和6年度から、先ほど委員からございましたように金額の見直しがあるわけですが、その見直しは、飼料用米の中でも主食用米で食用であるコシヒカリなどの一般品種について行われています。令和5年度で反当たり8万円の標準単価を、令和6年度から段階的に5,000円ずつ引き下げることとなっております。

その一方で、飼料用米として品種改良されたくいつきなど、反収の多い多収品種につきましては、これまでの反当たり8万円の標準単価を維持することとなっております。

改正の背景としては、多収品種は限られた面積でより多くの収量を上げることができ、飼料自給率の向上が図られること、また、飼料用米の令和12年度の生産努力目標を既に達成していること等があるようでございます。さらに一般品種は需給動向次第では主食用米に戻りやすく、飼料用米として定着性が低いことや供給量の増減で実需者への安定供給に影響を及ぼす懸念があるため、多収品種を基本とする本来の支援体制への転換を行っているようでございます。

○6番（立石幸徳）　説明はそれで済むかもしれませんが、現場は農政課長が言ったその専用品種に切替えなさいって言っても、実際上切り替えることはできているんですか。

つまり、その専用品種に切替えたら現行の今のままの助成支援をしますよって言っても、現在飼料用米を作っている人は専用品種を容易に入手できるような状況になっているんですか。

○農政課長（沖園信也）　本市の令和6年産の飼料用米につきましては、一般品種のコシヒカリを栽培しており、助成が減額される対象品種となっております。苗を提供するJA南さつまによりますと多収品種であるくいつきに転換する方針ではありますが、種籾を希望数量確保できないため、JA南さつま管内でも多収品種が栽培されている地域が限られているようであります。

本市で多収品種が栽培される見通しについては不明とのことでございます。

○6番（立石幸徳）　ですから、多収品種を作りなさいって言ったって作るその苗がないのに、一般品種を作らざるを得ない生産農家には助成金が減っていく。私は大きな問題だと思いますよ。ちゃんと多収品種の苗が準備されていて、こっちに切替えたら現行の助成金をやりますよって言

っているけど、苗自体が手に入らんのに。ただ表面上の説明だけで、切り替えてください、切り替えるものはないわけですから。

ですから、こういった米の政策は、もう昔からといいましょうか、私も農業は本当に全然知りません。ど素人ですけど、もう日本の米政策ほどその都度クルクル変わって、減反政策をやったかと思うとそれはもう良くなかったというような。こういった生産現場で本当に汗水垂らして頑張っている人たちに、簡単に助成を減らすもんじゃないと思いますけどね。

それからもう最後にしますけど、この飼料米は、いわゆる耕畜連携、先ほども副市長からもあったように、ふるさと納税における一番返礼品の重要な位置を占めるのは肉類ですよ、本市は魚類いろんな特産品もありますけどね。企画調整課長も言っているわけですよ、一般質問で。お隣のふるさと納税が頑張っているのは肉のおかげだと。そういう中で畜産振興もしなきゃならん、いろんな状況の中で、飼料用米を作る人たちをこういう形で私は傷めつけるのは極めて問題だと思いますよ。何かやっぱり声を上げるべきですよ。多収用品種を作れって言ってその品種はどこにあるの。それは手に入っていないって。そんなことを言っている場合じゃないんじゃないですか。

**○農政課長（沖園信也）** ただいま委員からありましたように農家の方々も、せっかく生産されたものの自体の交付金が減るということは痛手だと思っております。

関係機関とも連携しながら、農家の所得安定が図れるように努めてまいりたいと思っております。

**○6番（立石幸徳）** 最後に要望しておきます。本当に若い生産農家が汗水垂らして一般品種も枕崎の畜産に関わる飼料用米を提供しようと頑張っている人たちが、作れば作るほど助成が減っていくっていう、こんなおかしな政策なんかやめていただくように声を上げていただきたいと思います。要望しておきます。

**○9番（禰占通男）** 飼料米の作付けをやっている農家の方の把握はできていますか。

**○農政課長（沖園信也）** 令和5年度の本市における飼料用米の実績を申し上げます。飼料用米が7名で、対象面積4.5ヘクタール、WCSというホールクロップサイレージ用稲が2名で面積6.5ヘクタール、畜産農家が栽培している飼料作物が1名で2ヘクタールとなっております。

**○9番（禰占通男）** 占めて10名ですよ、耕作されている方。金額にするとどのぐらいになるんですか。何か補助金もろもろ全部ひくって。

**○農政課長（沖園信也）** 令和5年度の経営所得安定対策等交付金の実績としては約350万円弱となっております。

**○9番（禰占通男）** そうするとこの方たちは飼料米を作っている。飼料米じゃなくて普通の食料として、米を生産した場合は幾らぐらいですか。この飼料米で350万円だったら、食用の品種もあるけど、その辺の売渡価格っていうのはどうなるんですか。

**○委員長（上迫正幸）** 農政課長、ちょっとずれているけど、大丈夫ですか。答えますか。

**○農政課長（沖園信也）** 本市の交付金に関わる面積でのその差額というものは、算出はしておりませんが、国が出しているパンフレット等で紹介されている部分がありまして、令和5年度の主食用米で全銘柄平均、いろんな銘柄がございますので、それでいきますと、普通の主食用米は反当たり13万円。飼料用米にしましては、交付金等を全部合わせて10万4,000円となっております。

**○9番（禰占通男）** 今、委員長はそう言いますが、今度の国会で食料・農業・農村基本法が大幅改正になっていきますよ。実際農家としては、これから大変ですよ。中には食料・農業・農村基本法がちょっと変わって儲ける人もいるだろうけど、今までと全然変わってきますよ。一般質問でもしました食品衛生法どころの騒ぎじゃないですよ。もう今からどんどんその関連のニュースなんかも出てくると思いますよ。それについてはまた機会があるときにお伺いいたします。

○委員長（上迫正幸） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第36号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（上迫正幸） 異議もありませんので、議案第36号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本日の審査結果については、6月28日の本会議において報告することとなりますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（上迫正幸） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申合せのとおり、簡潔な内容にしたいと思っておりますので、御承知おき願います。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後4時5分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長

上 迫 正 幸